

第十五次地方分権一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第十五次地方分権一括法）が成立した。

本法は、個々の地方公共団体等からの提案に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、行政手続の効率化を図ったほか、デジタル基盤改革支援基金の設置期限を延長し、地方公共団体による標準準拠システムへの移行を支援するなど、住民の利便性の向上や地方公共団体の事務の効率化、ひいては地方分権改革の着実な推進につながるものとして、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、地方の負担軽減に資する具体的な検討と調整を早期に進めることを望む。特に、デジタル基盤改革支援補助金については、上限額や補助対象経費の見直しなど、地方の実情に応じた丁寧な対応を望む。

本年の提案募集方式では、「デジタル化」及び「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」が重点募集テーマに設定されており、地方公共団体等から提出される提案について、実現する方向で積極的に検討することを求める。併せて、国の過剰な関与が存在する計画策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用すること、また、地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」の見直しや経由事務の廃止など、引き続き制度的な課題として横断的な見直しを進めることを強く望む。

今後とも地方分権改革について、地方分権改革推進本部長である内閣総理大臣のもと、一層の推進が図られることを期待する。

令和7年5月9日

全 国 知 事 会 会 長	村井 嘉浩
全 国 市 長 会 会 長	松井 一實
全 国 町 村 会 会 長	吉田 隆行